

## 公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産の公売を行いますので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和7年12月24日

栃木市長 大川 秀子

記

公売の方法	期間入札
入札期間	令和8年2月2日 午後1時00分 から 令和8年2月9日 午後1時00分 まで
公売の場所	KSI官公庁オークション
公売保証金の納付期限	令和8年1月30日 午後5時00分
開札の日時	令和8年2月9日 午後1時01分
開札の場所	KSI官公庁オークション
売却決定の日時	令和8年3月2日 午前10時00分
売却決定の場所	栃木市役所 収税課
買受代金の納付の期限	令和8年3月2日 午後2時30分
公売財産の表示	別紙1のとおり
公売保証金	410,000円
見積価額	4,050,000円
適格請求書	発行不可
公売財産上の質権者、 抵当権者等の 権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
買受人の資格その他の要件	国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者であること。 栃木市不動産等公売における暴力団排除要領第2(2)の暴力団関係者に該当しない者であること。
その他の事項	1 登記簿上の地積により公売します。 2 見積価格に達した入札がない場合には、直ちに再度入札を実施する場合があります。 3 公売の権利移転に伴う費用(所有権移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 4 買受代金納付後でも公売を取り消すべき理由があるときは、公売を取消します。 5 買受代金を納付しないときは、公売保証金を返還することはできません。 6 国税徴収法第104条の2及び第113条第2項の規定を適用します。

(注意)

- 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。
- 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
  - 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(市)は、担保責任等を負いません。
  - 執行機関(市)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
  - 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
  - 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。
  - 賃貸借契約等の有無は不明です。
  - 落札された場合であっても、権利移転に伴う費用を代金納付日までに納付いただけない場合、公売を中止させていただきます。

公売財産・見積価額及び公売保証金

(別紙1)

売却 区分 番号	名称	数量	性質及び所在	公売財産上の 貸借権等の 権利の内容	公売保証金	見積価額
栃木 7-7-1	土地	1筆	所在:栃木県栃木市大平町西野田字南台 地番:2009番28 地目:山林 地積:238㎡	不明	410,000円	4,050,000円 (消費税 相当額含む)
			以下余白			